

社会保険歯科診療における
歯科技工関連部門の知識と解説
[概要版]

2022年（令和4年）4月1日実施
社会保険歯科診療報酬改定内容

目 次

1. 本書を発行するにあたり	2
2. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 （厚生労働省告示第46号，2022年（令和4年）3月4日付「官報」）	3
3. 良質な歯科医療の確保のために （歯科診療報酬点数表第12部歯冠修復及び欠損補綴通則5）	11
4. 点数分析表（参考）	12
5. 歯科点数表の第2章第12部に規定する製作技工に要する費用及び製作管理に 要する費用に関わる主な診療報酬点数表	14
6. 歯科点数表の第2章第12部に規定する歯冠修復及び欠損補綴に係る主な材料料点数表	16
7. 2022年（令和4年）4月1日実施 歯科診療報酬の改定内容等	21
8. 令和4年度からの歯科用貴金属材料価格の随時改定について	32
9. 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）	33
10. 歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移	36

本書を発行するにあたり

新型コロナウイルス感染症への対応に全力を注ぎつつ、健康寿命の延伸、人生100年時代に向けて、安定性・持続可能性を確保しつつ安心・安全で質の高い医療の実現を目指して2022年（令和4年）4月1日から社会保険診療報酬の改定が行われました。

私たち歯科技工士に関連する歯冠修復及び欠損補綴に関する改定内容については、ファイバーコア、レジンインレー、有床義歯（局部義歯・総義歯）、鑄造鉤（双子鉤・二腕鉤）、線鉤、コンビネーション鉤、バー等の製作点数が厚生労働省実施の歯科技工料調査の結果に基づいて増点されるとともに、保険医療材料として期中適用されていたCAD/CAM冠前歯への対象拡大、チタン冠、磁性アタッチメントの区分整理と増点、レジン前装チタン冠、CAD/CAMインレー等の新規保険収載等、歯科固有技術の評価の見直しが行われています。

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補てつ物等を安定的に供給するためには、製作を委託する側の歯科医療機関と、受託する側の歯科技工所の双方が、保険点数のしくみ等について共通認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行われなければなりません。

会員各位におかれましては、2022年（令和4年）4月1日実施の歯科診療報酬改定を踏まえて歯科技工関連部門の内容を解説した本書が、歯科技工料金改定の一助となることを祈念しております。

2022年（令和4年）4月

公益社団法人 日本歯科技工士会

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働三〇) 一
- 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令 (同三一) 三
- 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同三二) 六

〔告 示〕

- 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示 (厚生労働五二) 七
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同五三) 一〇
- 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (同五四) 一七
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件 (同五五) 二八
- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件 (同五六) 三六
- 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (同五七) 三九

- 特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する件 (同五八) 四四
- 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件 (同五九) 四六
- 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件 (同六〇) 四九
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件 (同六一) 四七

○厚生労働省告示第五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第一百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一区分番号 A 1 0 0 の 1 のへに係る届出を行っている保険医療機関の病棟については、急性期一般入院料 6 の算定に係る規定は、同年九月三十日までの間、なおその効力を有するものとし、同年三月三十一日において現に旧算定方法別表第一区分番号 A 3 0 8 の 5 又は 6 に係る届出を行っている保険医療機関の病棟については、回復期リハビリテーション病棟入院料 5 又は回復期リハビリテーション病棟入院料 6 の算定に係る規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有するものとする。

令和四年三月四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別表第二

歯科診療報酬点数表

【目次】

- 第1章 基本診療科
 - 第1部 初・再診科
 - 第1節 再診科
 - 第2節 入院科等
 - 第1節 入院基本科
 - 第2節 入院基本科等加算
 - 第3節 特定入院科
 - 第4節 短期滞在手術等基本料
 - 第2章 特別診療科
 - 第1部 医学管理等
 - 第2部 在宅医療
 - 第3部 検査
 - 第1節 検査科
 - 第2節 薬剤科
 - 第4部 画像診断
 - 第1節 診断科
 - 第2節 撮影科
 - 第3節 基本的エックス線診断科
 - 第4節 フライラム及び造影剤科
 - 第5部 投薬
 - 第1節 調剤科
 - 第2節 処方科
 - 第3節 薬剤科
 - 第4節 特定保険医療材料科
 - 第5節 処方箋科
 - 第6節 調剤技術基本料
 - 第6部 注射
 - 第1節 注射料
 - 第1款 注射実施料
 - 第2款 無菌製剤処理料
 - 第2節 薬剤科
 - 第3節 特定保険医療材料科
 - 第7部 リハビリテーション
 - 第1節 リハビリテーション科
 - 第2節 薬剤科
 - 第8節 処置
 - 第1節 処置科
 - 第2節 処置医療機器等加算
 - 第3節 特定薬剤科
 - 第4節 特定保険医療材料科
 - 第9節 手術
 - 第1節 手術科
 - 第2節 輸血料
 - 第3節 手術医療機器等加算
 - 第4節 薬剤科
 - 第5節 特定薬剤科
 - 第6節 特定保険医療材料科

- 第10部 麻酔科
 - 第1節 麻酔科
 - 第2節 薬剤科
 - 第3節 特定保険医療材料科
- 第11部 放射線治療
 - 第1節 放射線治療管理・実施科
- 第12部 歯冠修復及び欠損補綴
 - 第1節 歯冠修復及び欠損補綴科
 - 第2節 削除
 - 第3節 特定保険医療材料科
- 第13部 歯科矯正
 - 第1節 歯科矯正科
 - 第2節 特定保険医療材料科
- 第14部 病理診断

イ 単純なもの	60点
ロ 複雑なもの	86点
注1 1のイ及びロ、2のイ及びロ並びに3のロについて、フリップの支台歯として歯冠形成を行った場合は、フリップ支台歯形成加算として1歯につき50点を所定点数に加算する。	
2 1のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及びレジン前装チタン冠のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。	
3 1のイについて、臼歯のレジン前装金属冠のための歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。	
4 1のイについて、接合冠のための支台歯の歯冠形成は、接合冠形成加算として、490点を所定点数に加算する。	
5 1のロについて、CAD/CAM冠又は高強度硬質レジンフリップのための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。	
6 2のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠又はレジン前装チタン冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。	
7 2のイについて、臼歯のレジン前装金属冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。	
8 2のロについて、CAD/CAM冠又は高強度硬質レジンフリップのための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。	
9 3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的に高補形成を行った場合は、う蝕歯無痛的高補形成加算として、40点を所定点数に加算する。	
10 麻酔、薬剤等の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	128点
M001-2 う蝕歯即時充填形成（1歯につき）	
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的にう蝕歯即時充填形成を行った場合は、う蝕歯無痛的高補形成加算として、40点を所定点数に加算する。	
2 麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、高補形成等の費用は、所定点数に含まれる。	120点
M001-3 う蝕歯インレー修復形成（1歯につき）	
注 麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、高補形成等の費用は、所定点数に含まれる。	
M002 支台築造（1歯につき）	
1 間接法	
イ マタルコアを用いた場合	
ロ 小臼歯	176点
ハ 小臼歯及び前歯	150点
ニ フライバーボストを用いた場合	
ロ 大臼歯	196点
ハ 小臼歯及び前歯	170点
2 直接法	
イ フライバーボストを用いた場合	
ロ 大臼歯	174点
ハ 小臼歯及び前歯	148点
ニ その他の場合	126点
注1 高補形成、装着等の費用は、所定点数に含まれる。	
2 保険医療材料（築造物の材料を除く。）、薬剤等の費用は、所定点数に含まれる。	
M002-2 支台築造印象（1歯につき）	50点
注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M003 印象採得	

1 歯冠修復（1歯につき）	
イ 単純印象	32点
ロ 連合印象	64点
2 欠損補綴（1装置につき）	
イ 単純印象	
ロ 困難なもの	42点
ハ 特殊印象	72点
ニ フリップ	230点
ロ 連合印象	272点
ハ 特殊印象	272点
ニ フリップ	
ロ 支台歯とボンドイックの数の合計が5歯以下の場合	282点
ハ 支台歯とボンドイックの数の合計が6歯以上の場合	334点
ホ 口蓋補綴、顎補綴	
ロ 印象採得が困難なもの	222点
ハ 印象採得が著しく困難なもの	402点
ニ 口腔内装置等（1装置につき）	42点
3 口腔内装置等（1装置につき）	
注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M003-2 テンボテラークラウン（1歯につき）	34点
注1 テンボテラークラウンは、前歯部において、区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠若しくはCAD/CAM冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠若しくはCAD/CAM冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。	
2 テンボテラークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は、所定点数に含まれる。	
M003-3 咬合印象	140点
M004 リテイナー	
1 支台歯とボンドイックの数の合計が5歯以下の場合	100点
2 支台歯とボンドイックの数の合計が6歯以上の場合	300点
3 広範囲頸骨支持型補綴（フリップ形態のもの）の場合	300点
注 3については、保険医療材料料（別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。）は、所定点数に含まれる。	
M005 装着	
1 歯冠修復（1歯につき）	45点
2 欠損補綴（1装置につき）	
イ フリップ	
ロ 支台歯とボンドイックの数の合計が5歯以下の場合	150点
ハ 支台歯とボンドイックの数の合計が6歯以上の場合	300点
ロ 有床義歯	
ハ 多数歯欠損	60点
ニ 多数歯欠損	120点
ハ 有床義歯修理	230点
ロ 多数歯欠損	30点
ニ 総義歯	60点
ロ 総義歯	115点
ニ 口蓋補綴、顎補綴	
ロ 印象採得が困難なもの	150点
ハ 印象採得が著しく困難なもの	300点
3 口腔内装置等の装着の場合（1装置につき）	30点

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

- 1 歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数、第2節に掲げる医療機器等及び第3節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この節において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 歯冠修復の費用は、歯冠修復に付随して行った仮封、裏装及び隔壁の費用を含む。
- 3 第12節に掲げられていない歯冠修復及び欠損補綴であつて特殊なものの費用は、第12節に掲げられていない歯冠修復及び欠損補綴のうちで最も近似する歯冠修復及び欠損補綴の各区分の所定点数により算定する。
- 4 6歳未満の乳幼児又は若しくは歯科診療が困難な者に対して、第12節に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行つた場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。
 - イ 区分番号M0003（2のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M0003-3に掲げる咬合印象、区分番号M0006（2のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M0300に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数
 - ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M0000からM0000-3まで、M0003（2のロ及びハに限る。）、M0003-3、M0006（2のロに限る。）、M0100からM0100-3まで、M0100-4（1に限る。）、M011、M011-2、M0150からM0150-3まで、M017からM021-2まで、M021-3（2に限る。）、M022、M023、M025からM026まで及びM030を除く。）を行つた場合 所定点数の100分の50に相当する点数
- 5 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。
- 6 区分番号C0000に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であつて、同注6に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第12節に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行つた場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。
 - イ 区分番号M0003（2のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M0003-3に掲げる咬合印象、区分番号M0006（2のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M0300に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数
 - ロ 区分番号M021-3（1に限る。）及び区分番号M029に掲げる有床義歯修理を行つた場合 所定点数の100分の50に相当する点数
- 7 区分番号C0000に掲げる歯科訪問診療料及び同注6に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第12節に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行つた場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。
 - イ 区分番号M0003（2のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M0003-3に掲げる咬合印象、区分番号M0006（2のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M0300に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数
 - ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M0000からM0000-3まで、M0003（2のロ及びハに限る。）、M0003-3、M0006（2のロに限る。）、M0100からM0100-3まで、M0100-4（1に限る。）、M011、M011-2、M0150からM0150-3まで、M017からM021-2まで、M021-3（2に限る。）、M022、M023、M025からM026まで及びM030を除く。）を行つた場合 所定点数の100分の50に相当する点数
- 8 区分番号M0000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料について地方厚生局長等へ届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジ（装着ブリッジを含む。以下同じ。）を製作し、当該補綴物を装着する場合の検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。
- 9 歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における歯肉圧排、歯肉整形、研磨、特定薬剤等の費用は、それぞれの点数に含まれ、別に算定できない。

区分	歯冠修復及び欠損補綴診療料	点数	
M0000	補綴時診断料（1装置につき）	90点	
	1 補綴時診断（新製の場合）		
	2 補綴時診断（1以外の場合）	70点	
	注1 当該診断料は、病名、症状、治療内容、製作を予定する部位、欠損補綴物の名称、欠損補綴物に使用する材料、設計、治療期間等について、患者に対し、説明を行つた場合に算定する。		
	2 1については、欠損補綴物を新たに製作する場合に算定する。		
	3 2については、区分番号M029に掲げる有床義歯修理又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を実施した場合に算定する。		
	4 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。		
	M0000-2	クラウン・ブリッジ維持管理料（1装置につき）	100点
	1 歯冠補綴物		
	2 支台歯とボンドインクの数の合計が5歯以下の場合	330点	
3 支台歯とボンドインクの数の合計が6歯以上の場合	440点		
注1	クラウン・ブリッジ維持管理料を保険医療機関単位で算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対し、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。		
2 当該所定点数には、注1の歯冠補綴物又はブリッジを保険医療機関において装着した日から起算して2年以内に、当該保険医療機関が当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した場合の補綴関連経費並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用が含まれる。			
3 当該保険医療機関において歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して2年以内に行つた次に掲げる診療に係る費用は、別に算定できない。			
イ 当該歯冠補綴物又はブリッジを装着した歯に対して行つた充填			
ロ 当該歯冠補綴物又はブリッジが離脱した場合の装着			
4 通則第4号に掲げる加算を算定する場合は区分番号C0000に掲げる歯科訪問診療料を算定した場合は、算定できない。			
M0000-3	広範囲顎骨支持型補綴診断料（1口腔につき）	1,800点	
注1	当該診断料は、区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該手術及び区分番号M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴を行うに当たつて、病名、症状、治療内容、治療部位及び治療に使用する材料等について、患者に対し説明を行つた場合に算定する。		
2 同一患者につき、当該診断料を算定すべき診断を2回以上行つた場合は、1回目の診断を行つたときに限り算定する。			
3 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。			
4 当該補綴以外の欠損補綴の診断を同時に行つた場合は、区分番号M0000に掲げる補綴時診断料は、所定点数に含まれ別に算定できない。			
M0001	歯冠形成（1歯につき）		
1 生活歯歯冠形成			
イ 金属冠	306点		
ロ 非金属冠	306点		
ハ 既製冠	120点		
2 失活歯歯冠形成			
イ 金属冠	166点		
ロ 非金属冠	166点		
ハ 既製冠	114点		
3 窩洞形成			

M019	2 総義歯 (1顎につき) 熱可塑性樹脂有床義歯 1 局部義歯 (1床につき)	2,184点
	イ 1 歯から4歯まで ロ 5歯から8歯まで ハ 9歯から11歯まで ニ 12歯から14歯まで	630点 852点 1,064点 1,678点
M020	2 総義歯 (1顎につき) 2 構造鈎 (1個につき)	2,682点
	1 双子鈎 2 二階鈎	255点 235点
M021	2 構造鈎 (1個につき)	224点
	1 双子鈎 2 二階鈎 (リストつき)	156点 132点
M021-2	3 レストのないもの 2 コンビネーション鈎 (1個につき)	238点
M021-3	2 磁性アタッチメント (1個につき)	260点
	1 磁石構造体を用いる場合 2 キーパー付き根面版を用いる場合	350点
M022	注 有床義歯 (区分番号M018に掲げる有床義歯又は区分番号M019に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯に限り、区分番号M030の2に掲げる軟質材料を用いる場合において、義歯床用軟質裏装材を使用し、床裏装を行った場合に係る有床義歯を除く。) に対し、磁性アタッチメントを装着した場合に限り算定する。	111点
M023	2 間接支台装置 (1個につき) 注 保険医療材料は、所定点数に含まれる。	458点
	1 挿入バー 2 屈曲バー	268点
M024	2 挿入バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、62点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料は、所定点数に含まれる。	1,500点
M025	1 口蓋補綴、顎補綴 (1顎につき)	4,000点
	2 印象採得が困難なもの 注 1 義歯を装着した口蓋補綴又は顎補綴は、所定点数に区分番号M018に掲げる有床義歯から区分番号M023に掲げるバー及び区分番号M026に掲げる補綴除の所定点数を加算した点数とする。 2 保険医療材料は、所定点数に含まれる。	20,000点 15,000点
M025-2	2 広範囲顎骨支持型補綴 1 フリッジ形態のもの (3分の1顎につき)	20,000点 15,000点
	2 床義歯形態のもの (1顎につき) 注 1 区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為を行う場合に、補綴治療を着手した日において算定する。 2 区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設範囲が3分の1顎未満である場合は、1の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。 3 保険医療材料 (別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。) は、所定点数に含まれる。 (その他の技術)	

M026	補綴除 (1個につき) 注 保険医療材料は、所定点数に含まれるものとする。	65点
M027及びM028	削除	
M029	有床義歯修理 (1床につき) 注 1 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。 2 保険医療材料 (人工歯料を除く。) は、所定点数に含まれる。 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かった当日に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算1として、1床につき50点を所定点数に加算する。 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かって修理を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算2として、1床につき30点を所定点数に加算する。	280点
M030	有床義歯内面適合法 1 硬質材料を用いる場合 イ 局部義歯 (1床につき) ロ 総義歯 (1顎につき) 2 軟質材料を用いる場合 (1顎につき) 注 1 2については、下顎総義歯又は区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴に限る。 2 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。 3 1については、保険医療材料 (人工歯料を除く。) は、所定点数に含まれる。 4 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を預かった当日に間接法により有床義歯内面適合法を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算1として、1顎につき50点を所定点数に加算する。 5 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を預かって、間接法により有床義歯内面適合法を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算2として、1顎につき30点を所定点数に加算する。	216点 268点 370点 572点 790点 1,200点
M031からM033	削除	
M034	歯冠補綴物修理 (1歯につき) 注 保険医療材料 (人工歯料を除く。) は、所定点数に含まれる。	70点
M035からM040	削除	
M041	広範囲顎骨支持型補綴物修理 (1装置につき) 注 保険医療材料 (別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。) は、所定点数に含まれる。 第2節 削除 第3節 特定保険医療材料	1,200点

注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算1として、それぞれについて45点、45点又は90点を所定点数に加算する。		
2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算2として、区分番号M010-3に掲げる接着冠ごとに45点を所定点数に加算する。		
3 2のイについて、支台装置ごとの装着に係る費用は、所定点数に含まれる。		
M005-2	仮着（ブリッジ）（1装置につき）	40点
	1 支台歯とボンテイヤックの数の合計が5歯以下の場合	80点
	2 支台歯とボンテイヤックの数の合計が6歯以上の場合	18点
M006	嵌合採得	
	1 歯冠修復（1個につき）	76点
	イ フリッジ	150点
	ロ 有床装着	57点
	ロ 支台歯とボンテイヤックの数の合計が5歯以下の場合	187点
	ロ 支台歯とボンテイヤックの数の合計が6歯以上の場合	283点
	ロ 多数歯欠損	
	ロ 多数歯欠損	
	ロ 総義歯	
M007	仮床試験（1床につき）	40点
	1 少数歯欠損	100点
	2 多数歯欠損	190点
	3 総義歯	
	注 保険医療材料は、所定点数に含まれる。	
M008	フリッジの取除	
	1 支台歯とボンテイヤックの数の合計が5歯以下の場合	40点
	2 支台歯とボンテイヤックの数の合計が6歯以上の場合（歯冠修復）	80点
M009	充填（1歯につき）	
	1 充填1	106点
	イ 単純なもの	158点
	ロ 複雑なもの	59点
	2 充填2	107点
	イ 単純なもの	
	ロ 複雑なもの	
	注1 歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は1により、それ以外は2により算定する。	
	2 1の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれる。	
M010	金属歯冠修復（1個につき）	
	1 インレー	190点
	イ 単純なもの	284点
	ロ 複雑なもの	370点
	2 4分の3冠（前歯）	310点
	3 5分の4冠（小臼歯）	454点
	4 全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）	
	注 3については、大臼歯の生活歯をブリッジの支台に用いる場合であっても算定できる。	

M010-2	チタン冠（1歯につき）	1,200点
M010-3	接着冠（1歯につき）	370点
	1 前歯	310点
	2 臼歯	
	注 接着ブリッジのための接着冠に用いる場合に算定する。	
M010-4	根面被覆（1歯につき）	190点
	1 根面被覆によるもの	106点
	2 レジン充填によるもの	
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
	1 前歯	1,174点
	2 小臼歯	1,174点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	1,800点
M012からM014まで	削除	
M015	非金属歯冠修復（1個につき）	
	1 レジンインレー	128点
	イ 単純なもの	180点
	ロ 複雑なもの	768点
	ロ 硬質レジンジャケット冠	
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	1,200点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。	
M015-3	CAD/CAMインレー（1歯につき）	750点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、臼歯に対して歯冠修復物（全部被覆冠を除く。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。	
M016	乳歯冠（1歯につき）	

M100 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

良質な歯科医療の確保のために

2022年(令和4年)4月

公益社団法人 日本歯科技工士会

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴 通則5

歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

1988年(昭和63年)厚生省告示(上記「通則5」)の、歯冠修復及び欠損補綴の製作技工に要する費用と製作管理に要する費用の割合に関する問題については、1992年(平成4年)4月22日付の日本歯科医師会、日本歯科技工士会両会連名の文書の中で、通則5における「合意の精神」に沿った円滑な実施をすでに再確認している。

また、厚生省(当時)においても、通則5における歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施について、保険局長名にて通知文書が両会会長宛(日歯会長宛は保文発第646号文書)に出されている。

保文発第647号

昭和63年10月20日

(社)日本歯科技工士会長 殿

厚生省保険局長

歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施について

先般の歯科診療報酬点数表の改正に当たり、歯冠修復及び欠損補綴の部の通則において、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用の割合が示された(厚生大臣告示)ことについては、既に御案内のとおりであります。これは、今後の高齢化社会において、歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施が一層重要性を増すことにかんがみ、良質な歯科医療の確保に資することを図ったものであります。

つきましては、今後とも、この厚生大臣告示の趣旨を踏まえ、関係団体との間で話し合いを行っていただくとともに、歯冠修復及び欠損補綴に関し、個々の当事者間で円滑な実施が図られるよう会員を御指導いただきたくお願いいたします。

点数分析

2022年(令和4年)

◇金属歯冠修復

		製作技術料	材料料	70%				
M010	14 K 金合金	インレー(複雑)	284点	898点	199点			
		前歯 3/4 冠	370	1,123	259			
	金	大白歯	インレー(単純)	190	379	133		
			インレー(複雑)	284	700	199		
			* 4/5 冠	310	881	217		
	銀	全部金属冠	全部金属冠	454	1,108	318		
			バラ	前歯	インレー(単純)	190	258	133
					インレー(複雑)	284	512	199
					前歯 3/4 冠	370	633	259
	ラ	小白歯	4/5 冠	310	633	217		
			全部金属冠	454	794	318		
			ウ	前歯	370	633	259	
	M010-3	ム	小白歯	310	633	217		
			大白歯	310	881	217		
M010-4	金	大白歯	190	379	133			
		前歯・小白歯	190	258	133			
M011		☆前歯・小白歯	1,174	988	822			
M010	銀	大白歯	インレー(単純)	190	22	133		
			インレー(複雑)	284	38	199		
			* 4/5 冠	310	49	217		
			全部金属冠	454	61	318		
	合	乳歯	インレー(単純)	190	14	133		
			インレー(複雑)	284	28	199		
			※前歯 3/4 冠	370	35	259		
			※ 4/5 冠	310	35	217		
			全部金属冠	454	44	318		
			前歯	370	35	259		
M010-3	金	小白歯	310	35	217			
		大白歯	310	49	217			
		大白歯	190	22	133			
M010-4	金	前歯・小白歯	190	14	133			
		☆前歯・小白歯	1,174	98	822			
M011-2	チタン冠	全部金属冠	1,200	66	840			
M011-2	前歯	レジン前装チタン冠	1,800	66	1,260			

※乳歯を除く。 *ブリッジの支台に用いる場合。
 ☆小白歯の場合は、ブリッジの支台歯となる第一小白歯に限る。
 #金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計

◇非金属歯冠修復他

		製作技術料	材料料	70%	
M015	レジンインレー(単純)		128点	29点	90点
	レジンインレー(複雑)		180	40	126
	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
		光重合	768	183	538
M015-2	CAD/CAM冠	小白歯	1,200	*1 188	840
		大白歯	1,200	*2 181	840
		前歯	1,200	*3 350	840
		前歯	1,200	*4 438	840
M015-3	CAD/CAMインレー	小白歯	750	*1 188	525
		小白歯	750	*2 181	525
		大白歯	750	*3 350	525

*1 CAD/CAM冠用材料(I) *2 CAD/CAM冠用材料(II)
 *3 CAD/CAM冠用材料(III) *4 CAD/CAM冠用材料(IV)
 注 CAD/CAM冠用材料(III)を小白歯に対して使用した場合は、
 小白歯のCAD/CAM冠用材料により算定する。

◇ポンティック他

		製作技術料	材料料	70%	
M017	铸造ポンティック	大白歯	434点	1,276点	304点
		小白歯	434	961	304
	レジン前装金属ポンティック	大白歯	434	49	304
		小白歯	434	49	304
	前歯	金銀パラジウム合金	1,180	# 767	826
		銀合金	1,180	# 62	826
		金銀パラジウム合金	634	# 961	444
		銀合金	634	# 62	444
	大白歯	金銀パラジウム合金	494	#1,276	346
		銀合金	494	# 62	346
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ	2,600	1,629	1,820	

#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計

◇有床義歯(レジン床)

		製作技術料	材料料	70%		
M018	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	594点	2点	416点
			5歯 ~ 8歯	732	3	512
			9歯 ~ 11歯	972	5	680
			12歯 ~ 14歯	1,402	7	981
	げ	総義歯	2,184	10	1,529	

◇熱可塑性樹脂有床義歯

		製作技術料	材料料	70%		
M019	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	630点	37点	441点
			5歯 ~ 8歯	852	37	596
			9歯 ~ 11歯	1,064	37	745
			12歯 ~ 14歯	1,678	37	1,175
	げ	総義歯	2,682	37	1,877	

表 (参考)

4月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

◇クラスプ、バー他

			製作技術料	材料料	70%	
M020	造	鑄子	14 K 金 合 金	255点	1,163点	179点
			金銀パラジウム合金	255	1,020	179
			コバルトクロム合金	255	5	179
		鉤	14 K 金 合 金	255	946	179
			金銀パラジウム合金	255	798	179
			コバルトクロム合金	255	5	179
	鉤 (レスト付)	二腕鉤	14 K 金 合 金	235	946	165
			金銀パラジウム合金	235	700	165
		犬歯 小白歯	コバルトクロム合金	235	5	165
			14 K 金 合 金	235	727	165
		前歯 (切歯)	金銀パラジウム合金	235	609	165
			コバルトクロム合金	235	5	165
M021	線 鉤	双子鉤	14 K 金 合 金	224	559	157
			不 銹 ・ 特 殊 鋼	224	7	157
		二腕鉤 (レスト付)	14 K 金 合 金	156	432	109
			不 銹 ・ 特 殊 鋼	156	7	109
M021-2	コン ピネ 1シ ョン 鉤	※1	前 歯	236	282	165
			犬 歯・小 白 歯	236	305	165
			大 白 歯	236	350	165
		※2	前 歯	236	38	165
			犬 歯・小 白 歯	236	38	165
			大 白 歯	236	38	165
M021-3	磁 性 ア タ ッ チ メ ン ト	磁石構造体を用いる場合	260	777	182	
		キーパー付根面板を用いる場合	350	※	245	
		※材料料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 700点 前歯・小白歯 512点 ・銀合金 大白歯 38点 前歯・小白歯 28点 ・キーパー 233点				
M022	間 接 支 台 装 置	111	-	78		
M023	バ 1	鑄 造	金銀パラジウム合金	458	1,636	321
			コバルトクロム合金	458	18	321
		屈 曲	不 銹 ・ 特 殊 鋼	268	30	188
		保 持 装 置	62	-	43	

◇乳歯冠・小児保険装置

			製作技術料	材料料	70%
M016	乳 歯 冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		※2 その他の場合	390	2	273
M016-2	小 児 保 険 装 置	600	-	420	
M016-3	既 製 金 属 冠	200	29	140	

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

◇そ の 他

			製作技術料	材料料	70%
M026	補 綴 隙	65点	-点	46点	

◇修 理

			製作技術料	材料料	70%
M029	有 床 義 歯 修 理	260点	-点	182点	

◇有床義歯内面適合法

			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質材料を用いる場合		1,200点	※	840点
	※シリコン系166点、アクリル系100点				

◇人工歯料

材 料	部 位	前 歯 部		白 歯 部	
		両 側	片 側	両 側	片 側
M014	レ ジ ン 歯	24点	12点	24点	12点
M017	スルフォン樹脂歯	62	31	87	43
M018	レ ジ ン 歯	58	29	73	37
M019	硬質レジン歯	187	94	101	51
	陶 歯				

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通 則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則5に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

注1. %は製作技術料についてのものので小数第1位で四捨五入した。

注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。

注3. 1点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。

**歯科点数表の第2章第12部に規定する製作技工に要する費用
及び製作管理に要する費用に関わる主な診療報酬点数表**
(2022年(令和4年)4月1日実施)

No.1

区分 番号	項 目	単 位	所定点数
M010	金属歯冠修復		
	1 インレー イ 単純なもの	1個	190 点
	ロ 複雑なもの	1個	284 点
	2 4分の3冠(前歯)	1個	370 点
	3 5分の4冠(小臼歯)	1個	310 点
	4 全部金属冠(小臼歯及び大臼歯)	1個	454 点
M010-2	チタン冠	1歯	1,200 点
M010-3	接着冠		
	1 前歯	1歯	370 点
	2 臼歯	1歯	310 点
M010-4	根面被覆		
	1 根面板によるもの	1歯	190 点
M011	レジン前装金属冠		
	1 前歯	1歯	1,174 点
	2 小臼歯	1歯	1,174 点
M011-2	レジン前装チタン冠	1歯	1,800 点
M015	非金属歯冠修復		
	1 レジンインレー イ 単純なもの	1個	128 点
	ロ 複雑なもの	1個	180 点
	2 硬質レジンジャケット冠	1個	768 点
M015-2	CAD/CAM冠	1歯	1,200 点
M015-3	CAD/CAMインレー	1歯	750 点
M016	乳歯冠		
	1 乳歯金属冠の場合	1歯	200 点
	2 1以外の場合	1歯	390 点
M016-2	小児保険装置		600 点
M016-3	既製金属冠	1歯	200 点
M017	ポンティック	1歯	434 点
	注 レジン前装金属ポンティックを製作した場合は、部位に応じて次に掲げる点数を所定点数に加算する。		
	イ 前歯部の場合 746点を加算	1歯	1,180 点
	ロ 小臼歯部の場合 200点を加算	1歯	634 点
	ハ 大臼歯部の場合 60点を加算	1歯	494 点
M017-2	高強度硬質レジブリッジ	1装置	2,600 点

**歯科点数表の第2章第12部に規定する製作技工に要する費用
及び製作管理に要する費用に関わる主な診療報酬点数表**
(2022年(令和4年)4月1日実施)

No.2

区分 番号	項 目	単 位	所定点数
M018	有床義歯		
	1 局部義歯 イ 1歯から4歯まで	1床	594 点
	ロ 5歯から8歯まで	1床	732 点
	ハ 9歯から11歯まで	1床	972 点
	ニ 12歯から14歯まで	1床	1,402 点
	2 総義歯	1顎	2,184 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯		
	1 局部義歯 イ 1歯から4歯まで	1床	630 点
	ロ 5歯から8歯まで	1床	852 点
	ハ 9歯から11歯まで	1床	1,064 点
	ニ 12歯から14歯まで	1床	1,678 点
	2 総義歯	1顎	2,682 点
M020	鑄造鉤		
	1 双子鉤	1個	255 点
	2 二腕鉤	1個	235 点
M021	線鉤		
	1 双子鉤	1個	224 点
	2 二腕鉤(レストつき)	1個	156 点
	3 レストのないもの	1個	132 点
M021-2	コンビネーション鉤	1個	236 点
M021-3	磁性アタッチメント		
	1 磁石構造体を用いる場合	1個	260 点
	2 キーパー付き根面板を用いる場合	1個	350 点
M022	間接支台装置	1個	111 点
M023	バー		
	1 鑄造バー	1個	458 点
	2 屈曲バー	1個	268 点
	注 保持装置	1個	62 点
M026	補綴隙	1個	65 点
M029	有床義歯修理	1床	260 点

※本表は、歯科関係者間における製作技術点数の共通認識のため、歯科診療報酬点数表第12部歯冠修復及び欠損補綴の通則5に関わる主な項目の所定点数を示したものです。

**歯科点数表 第12部に規定する
 歯冠修復及び欠損補綴に係る主な材料料点数表
 (2022年(令和4年)4月1日実施)**

※本表(16～20ページ)掲載の材料料点数は2022年4月1日改定時点のものであり、32ページにてお知らせの通り貴金属の材料価格は年4回(4月、7月、10月、1月)随時改定されますのでご注意ください。

No.1

区分 番号	項 目	単 位	材料料点数
M010	金属歯冠修復		
	1 14カラット金合金		
	(1) インレー		
	複雑なもの	1個	898 点
	(2) 4分の3冠	1個	1,123 点
	2 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	(1) 大臼歯		
	イ インレー		
	a 単純なもの	1個	379 点
	b 複雑なもの	1個	700 点
	ロ 5分の4冠	1個	881 点
	ハ 全部金属冠	1個	1,108 点
	(2) 小臼歯・前歯		
	イ インレー		
	a 単純なもの	1個	258 点
	b 複雑なもの	1個	512 点
	ロ 4分の3冠	1個	633 点
	ハ 5分の4冠	1個	633 点
	ニ 全部金属冠	1個	794 点
	3 銀合金		
	(1) 大臼歯		
	イ インレー		
	a 単純なもの	1個	22 点
	b 複雑なもの	1個	38 点
	ロ 5分の4冠	1個	49 点
	ハ 全部金属冠	1個	61 点
	(2) 小臼歯・前歯・乳歯		
	イ インレー		
	a 単純なもの	1個	14 点
	b 複雑なもの	1個	28 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く)	1個	35 点	
ハ 5分の4冠(乳歯を除く)	1個	35 点	
ニ 全部金属冠	1個	44 点	
M010-2	チタン冠	1歯	66 点

**歯科点数表 第12部に規定する
歯冠修復及び欠損補綴に係る主な材料料点数表
(2022年(令和4年)4月1日実施)**

No.2

区分 番号	項 目	単 位	材料料点数
M010-3	接着冠		
	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	(1) 前歯	1歯	633 点
	(2) 小臼歯	1歯	633 点
	(3) 大臼歯	1歯	881 点
	2 銀合金		
	(1) 前歯	1歯	35 点
	(2) 小臼歯	1歯	35 点
	(3) 大臼歯	1歯	49 点
M010-4	根面被覆		
	1 根面板によるもの		
	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	イ 大臼歯	1歯	379 点
	ロ 小臼歯・前歯	1歯	258 点
	(2) 銀合金		
	イ 大臼歯	1歯	22 点
ロ 小臼歯・前歯	1歯	14 点	
M011	レジン前装金属冠 ※金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計		
	1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	1歯	988 点
	2 銀合金を用いた場合	1歯	98 点
M011-2	レジン前装チタン冠		66 点
M015	非金属歯冠修復		
	1 レジンインレー		
	(1) 単純なもの	1歯	29 点
	(2) 複雑なもの	1歯	40 点
	2 硬質レジンジャケット冠		
	(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	1歯	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	1歯	183 点	
M015-2	CAD/CAM冠		
	1 前歯		
	CAD/CAM冠用材料(Ⅳ)	1歯	438 点
	2 小臼歯		
	(1) CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)	1歯	188 点
	(2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)	1歯	181 点
	3 大臼歯		
CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)	1歯	350 点	

**歯科点数表 第12部に規定する
 歯冠修復及び欠損補綴に係る主な材料料点数表
 (2022年(令和4年)4月1日実施)**

No.3

区分 番号	項 目	単 位	材料料点数
M015-3	CAD/CAMインレー		
	1 小臼歯		
	(1) CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)	1歯	188 点
	(2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)	1歯	181 点
	2 大臼歯		
	CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)	1歯	350 点
M016	乳歯冠		
	1 乳歯金属冠	1歯	30 点
	2 その他の場合	1歯	2 点
M016-3	既製金属冠	1歯	29 点
M017	ポンティック ※金属材料と硬質レジン前装材料の合計		
	1 鑄造ポンティック		
	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	イ 大臼歯	1歯	1,276 点
	ロ 小臼歯	1歯	961 点
	(2) 銀合金		
	大臼歯・小臼歯	1歯	49 点
	2 レジン前装金属ポンティック		
	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合		
	イ 前歯	1歯	767 点
	ロ 小臼歯	1歯	961 点
	ハ 大臼歯	1歯	1,276 点
	(2) 銀合金を用いた場合		
	イ 前歯	1歯	62 点
ロ 小臼歯	1歯	62 点	
ハ 大臼歯	1歯	62 点	
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ	1装置	1,629 点
M018	有床義歯		
	1 局部義歯		
	(1) 1歯から4歯まで	1床	2 点
	(2) 5歯から8歯まで	1床	3 点
	(3) 9歯から11歯まで	1床	5 点
	(4) 12歯から14歯まで	1床	7 点
2 総義歯	1顎	10 点	
M019	熱可塑性樹脂有床義歯	1床	37 点

**歯科点数表 第12部に規定する
 歯冠修復及び欠損補綴に係る主な材料料点数表
 (2022年(令和4年)4月1日実施)**

No.4

区分 番号	項 目	単 位	材料料点数
M020	鑄造鉤		
	1 14カラット金合金		
	(1) 双子鉤		
	イ 大・小臼歯	1個	1,163 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1個	946 点
	(2) 二腕鉤(レスト付)		
	イ 大臼歯	1個	946 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1個	727 点
	ハ 前歯(切歯)	1個	560 点
	2 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	(1) 双子鉤		
	イ 大・小臼歯	1個	1,020 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1個	798 点
	(2) 二腕鉤(レスト付)		
	イ 大臼歯	1個	700 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1個	609 点
	ハ 前歯(切歯)	1個	565 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	1個	5 点	
M021	線鉤		
	1 不銹鋼及び特殊鋼	1個	7 点
	2 14カラット金合金		
	(1) 双子鉤	1個	559 点
	(2) 二腕鉤(レスト付)	1個	432 点
M021-2	コンビネーション鉤		
	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		
	(1) 前歯	1個	282 点
	(2) 犬歯・小臼歯	1個	305 点
	(3) 大臼歯	1個	350 点
	2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		
	(1) 前歯	1個	38 点
	(2) 犬歯・小臼歯	1個	38 点
(3) 大臼歯	1個	38 点	

**歯科点数表 第12部に規定する
 歯冠修復及び欠損補綴に係る主な材料料点数表
 (2020年(令和2年)4月1日実施)**

No.5

区分 番号	項 目	単 位	材料料点数
M021-3	磁性アタッチメント		
	1 磁石構造体	1個	777 点
	2 キーパー付き根面板		
	(根面板の保険医療材料料)		
	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料の合計により算定する。		
	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		
	イ 大臼歯	1歯	700 点
	ロ 小臼歯・前歯	1歯	512 点
	(2) 銀合金		
	イ 大臼歯	1歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	1歯	28 点	
	(キーパー)		
	1個につき		233 点
M023	バー		
	1 鑄造バー		
	(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1個	1,636 点
	(2) 鑄造用コバルトクロム合金	1個	18 点
	2 屈曲バー		
	不銹鋼及び特殊鋼	1個	30 点
M030	有床義歯内面適合法		
	軟質材料を用いる場合		
	1 シリコン系	1顎	166 点
	2 アクリル系	1顎	100 点

※本表は、歯科関係者間における材料料点数の共通認識のため、歯科診療報酬点数表第12部歯冠修復及び欠損補綴に係る主な項目の材料料点数を示したものです。

◎製作技工及び製作管理に係る解釈について(疑義照会)
 平成30年1月19日 公益社団法人 日本歯科技工士会
 (照会事項)
 歯科点数表 第12部 歯冠修復及び欠損補綴の通則5に規定される「製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用」には、原則として材料料が含まれないと解してよろしいか。

◎疑義照会に対する回答
 平成30年3月28日 厚生労働省保険局歯科医療管理官
 (回答)
 貴見のとおり解して差し支えない。

歯科診療報酬点数表
 第12部 歯冠修復及び欠損補綴
 通 則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

公益社団法人 日本歯科技工士会

2022年（令和4年）4月1日実施 歯科診療報酬の改定内容等

〔主に「歯科点数表 第12部 歯冠修復及び欠損補綴」関連〕

I. 歯科技工に関連する製作技術点数の改定内容

【「点数分析表」（参考）掲載項目の改定点数】

	改定前	改定後
M010-2 チタン冠（1歯につき）		<u>1,200点</u> （新設）
M010-3 接着冠（1歯につき）		
1 前歯		<u>370点</u> （新設）
2 臼歯		<u>310点</u> （新設）
M010-4 根面被覆（1歯につき）		
1 根面板によるもの		<u>190点</u> （新設）
2 レジン充填によるもの		<u>106点</u> （新設）
M011-2 レジン前装チタン冠（1歯につき）		<u>1,800点</u> （新設）
M015 非金属歯冠修復（1個につき）		
1 レジンインレー		
イ 単純なもの	124点	⇒ <u>128点</u>
ロ 複雑なもの	176点	⇒ <u>180点</u>
M015-3 CAD/CAM インレー（1歯につき）		<u>750点</u> （新設）
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）	2,500点	⇒ <u>2,600点</u>
M018 有床義歯		
1 局部義歯（1床につき）		
イ 1歯から4歯まで	588点	⇒ <u>594点</u>
ロ 5歯から8歯まで	724点	⇒ <u>732点</u>
ハ 9歯から11歯まで	962点	⇒ <u>972点</u>
ニ 12歯から14歯まで	1,391点	⇒ <u>1,402点</u>
2 総義歯（1顎につき）	2,172点	⇒ <u>2,184点</u>
M019 熱可塑性樹脂有床義歯		
1 局部義歯（1床につき）		
イ 1歯から4歯まで	642点	⇒ <u>630点</u>
ロ 5歯から8歯まで	866点	⇒ <u>852点</u>
ハ 9歯から11歯まで	1,080点	⇒ <u>1,064点</u>
ニ 12歯から14歯まで	1,696点	⇒ <u>1,678点</u>
2 総義歯（1顎につき）	2,704点	⇒ <u>2,682点</u>

	改定前		改定後
M020 鑄造鉤（1個につき）			
1 双子鉤	251点	⇒	<u>255点</u>
2 二腕鉤	231点	⇒	<u>235点</u>
M021 線鉤（1個につき）			
1 双子鉤	220点	⇒	<u>224点</u>
2 二腕鉤（レストつき）	152点	⇒	<u>156点</u>
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）			
	232点	⇒	<u>236点</u>
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）			
1 磁石構造体を用いる場合			<u>260点</u> （新設）
2 キーパー付き根面板を用いる場合			<u>350点</u> （新設）
M022 間接支台装置（1個につき）	109点	⇒	<u>111点</u>
M023 バー（1個につき）			
1 鑄造バー	454点	⇒	<u>458点</u>
2 屈曲バー	264点	⇒	<u>268点</u>
保持装置	60点	⇒	<u>62点</u>
M029 有床義歯修理（1床につき）	252点	⇒	<u>260点</u>

II. 評価の見直し

【チタン冠の新設】

- 2020年6月1日に期中保険適用された「純チタン2種」材料を用いたチタン冠の保険点数が新設されました。

〔算定要件〕

- チタン冠とは、純チタン2種を用いて全部鑄造方式で製作された歯冠修復物（単独冠に限る）をいい、大白歯において用いる場合に限り認められる。
- チタン冠の製作技術点数，保険医療材料点数

- 製作技術点数

M010-2 チタン冠（1歯につき） 1,200点

- 保険医療材料点数 66点

【接着冠の新設】

- 接着冠の保険点数が新設されました。

〔算定要件〕

- 接着冠とは、接着ブリッジ（いわゆる従来型ブリッジと同様に支台装置，ポンティック，連結部より構成されるが，支台歯のうち少なくとも1歯（以下「接着ブリッジ支台歯」という。）の切削をエナメル質にとどめ，咬合力に対する抵抗

形態，脱離力に対する維持形態を付与し，接着性レジンを用いて支台歯に用いるものをいう。以下同じ。)を装着する場合における，接着ブリッジ支台歯に対して用いる支台装置をいう。また，接着ブリッジは1歯欠損症例において，接着ブリッジ支台歯を生活歯に求める場合に認められる。

- (2) 「1 前歯」とは前歯に対して接着冠を用いる場合をいう。
- (3) 「2 臼歯」とは臼歯に対して接着冠を用いる場合をいう。

2. 接着冠の製作技術点数，保険医療材料点数

(1) 製作技術点数

M010-3 接着冠（1歯につき）

- | | |
|------|-------------|
| 1 前歯 | <u>370点</u> |
| 2 臼歯 | <u>310点</u> |

注 接着ブリッジのために接着冠を用いる場合に算定する。

(2) 保険医療材料点数

1 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 前歯 | <u>633点</u> |
| (2) 小臼歯 | <u>633点</u> |
| (3) 大臼歯 | <u>881点</u> |

2 銀合金

- | | |
|---------|------------|
| (1) 前歯 | <u>35点</u> |
| (2) 小臼歯 | <u>35点</u> |
| (3) 大臼歯 | <u>49点</u> |

3. 接着冠の保険点数が新設に伴い，M010 金属歯冠修復の接着ブリッジに関する注意書きは削除となっています。

【根面被覆の新設】

1. 根面被覆の保険点数が新設されました。

[算定要件]

- (1) 根面被覆とは，歯内療法により根の保存可能なものに適切な保存処置の上，根面板（磁性アタッチメントを使用することを目的として用いるキーパー付き根面板を除く。以下同じ。）又はレジン充填で根面を被覆した場合をいう。
- (2) 「1 根面板によるもの」とは，鑄造方式により製作された根面板を用いて被覆した場合をいう。
- (3) 根面板により根面を被覆する場合は，次により算定する。

イ 歯冠形成を行った場合は，1歯につき，区分番号 M001に掲げる歯冠形成の「3のイ 単純なもの」を算定する。

ロ 印象採得を行った場合は，1歯につき，区分番号 M003に掲げる印象採得の「1のイ 単純印象」又は区分番号 M003に掲げる印象採得の「1のロ 連合

印象」を算定する。

ハ 装着した場合は、1個につき区分番号 M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」を算定する。

(4) 「2 レジン充填によるもの」とは、歯科充填用材料 I を用いて被覆した場合をいう。

2. 根面被覆の製作技術点数, 保険医療材料点数

(1) M010-4 根面被覆 (1歯につき)

1 根面板によるもの 190点

2 レジン充填によるもの 106点

(2) 保険医療材料点数

1 根面板によるもの

(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

イ 大白歯 379点

ロ 小白歯・前歯 258点

(2) 銀合金

イ 大白歯 22点

ロ 小白歯・前歯 14点

2 レジン充填によるもの 11点

【レジン前装チタン冠の新設】

1. レジン前装チタン冠の保険点数が新設されました。

[算定要件]

(1) レジン前装チタン冠とは、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された歯冠修復物の唇面を硬質レジンで前装したものをいい、前歯において用いる場合(単独冠に限る。)に限り認められる。

2. レジン前装チタン冠の製作技術点数, 保険医療材料点数

(1) M011-2 レジン前装チタン冠 (1歯につき) 1,800点

(2) 保険医療材料点数 66点

【CAD/CAM 冠の対象拡大】

1. 2020年9月1日に前歯に使用する CAD/CAM 材料が期中保険適用されたことを踏まえて、CAD/CAM 冠の対象が拡大されました。

[算定要件]

(1) CAD/CAM 冠とは、CAD/CAM 冠用材料との互換性が制限されない歯科用 CAD/CAM 装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物をいう。

(2) CAD/CAM 冠は以下のいずれかに該当する場合に算定する。

- イ 前歯又は小臼歯に使用する場合
- ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において第一大臼歯に使用する場合
- ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準ずるもの）に基づく場合に限る。）

2. CAD/CAM 冠の製作技術点数

M015-2 CAD/CAM 冠（1 歯につき） 1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用 CAD/CAM 装置）を用いて、歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

【CAD/CAM 冠用材料の機能区分の変更】

1. CAD/CAM 冠用材料の機能区分がこれまでの 3 区分から 4 区分に変更となりました。

2. CAD/CAM 冠用材料の保険医療材料点数

1 前歯

CAD/CAM 冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

CAD/CAM 冠用材料（Ⅰ） 188点

CAD/CAM 冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

【CAD/CAM インレーの新設】

1. CAD/CAM インレーの保険点数が新設されました。

〔算定要件〕

- (1) CAD/CAM インレーとは、CAD/CAM 冠用材料との互換性が制限されない歯科用 CAD/CAM 装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠修復物をいい、隣接歯との接触面を含む窩洞（複雑なもの）に限り、認められる。
- (2) CAD/CAM インレーは以下のいずれかに該当する場合に算定する。

イ 小臼歯に使用する場合

ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、

過度な咬合圧が加わらない場合等において第一大臼歯に使用する場合

ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準ずるもの）に基づく場合に限る。）

2. CAD/CAM インレーの製作技術点数，保険医療材料点数

(1) M015-3 CAD/CAM インレー（1歯につき） 750点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、臼歯に対して歯冠補綴物（全部被覆冠を除く。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

(2) 保険医療材料点数

1 小臼歯

CAD/CAM 冠用材料（Ⅰ） 188点

CAD/CAM 冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

【磁性アタッチメントの新設】

1. 2021年9月1日に期中保険適用された歯科用精密磁性アタッチメント材料を用いた磁性アタッチメントの保険点数が新設されました。

〔算定要件〕

- (1) 磁性アタッチメントとは、磁石構造体とキーパーからなり、有床義歯を磁気吸引力により口腔内に維持する支台装置をいう。ただし、ダイレクトボンディング法（接着性レジンセメントを用いてキーパーをキーパーの装着されていないキーパー付き根面板に装着する方法をいう。）により製作されたキーパーを装着した根面板（以下「キーパー付き根面板」という。）を用いる場合に限る。なお、実施に当たっては、「磁性アタッチメントを支台装置とする有床義歯の診療に対する基本的な考え方」（令和3年8月日本歯科医学会）を参考とする。
- (2) 「1 磁石構造体を用いる場合」とは、磁性アタッチメントを使用することを目的とし、有床義歯に磁石構造体を装着する場合をいう。
- (3) 磁石構造体を有床義歯に対して、キーパー付き根面板と密接するように装着した場合は、1個につき、所定点数を算定する。
- (4) 「2 キーパー付き根面板を用いる場合」とは、磁性アタッチメントを使用す

ることを目的とし歯内療法により根の保存可能なものに適切な保存処置の上、キーパー付き根面板を装着することをいう。

2. 磁性アタッチメントの製作技術点数，保険医療材料点数

(1) M021-3 磁性アタッチメント（1歯につき）

1 磁石構造体を用いる場合 260点

2 キーパー付き根面板を用いる場合 350点

注 有床義歯（区分番号 M018に掲げる有床義歯又は区分番号 M019に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯に限り，区分番号 M030の2に掲げる軟質材料を用いる場合において義歯床用軟質裏装材を使用して床裏装を行った場合に係る有床義歯を除く。）に対して，磁性アタッチメントを装着した場合に限り算定する。

(2) 保険医療材料点数

1 磁石構造体 777点

2 キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（1歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大白歯 700点

ロ 小白歯・前歯 512点

(2) 銀合金

イ 大白歯 38点

ロ 小白歯・前歯 28点

（キーパー）

1個につき 233点

Ⅲ. その他

【支台築造の製作技術点数等】

M002 支台築造（1歯につき）

1 間接法

イ メタルコアを用いた場合

(1) 大白歯 176点

(2) 小白歯及び前歯 150点

ロ ファイバーポストを用いた場合

	改定前		改定後
(1) 大白歯	176点	⇒	<u>196点</u>
(2) 小臼歯及び前歯	150点	⇒	<u>170点</u>

注1 窩洞形成，装着等の費用は，所定点数に含まれる。

◎支台築造の保険医療材料料（1歯につき）

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

イ メタルコアを用いた場合

(1) 大白歯	<u>76点</u>
(2) 小臼歯・前歯	<u>47点</u>

ロ ファイバーポストを用いた場合

(1) 大白歯	<u>27点</u>
(2) 小臼歯・前歯	<u>15点</u>

〔ファイバーポスト〕

1本につき	<u>61点</u>
-------	------------

【テンポラリークラウンの製作技術点数】

M003-2 テンポラリークラウン（1歯につき） 34点

注1 テンポラリークラウンは，前歯部において，区分番号 M001に掲げる歯冠形成のうち，レジン前装金属冠，レジン前装チタン冠，硬質レジンジャケット冠若しくはCAD/CAM冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠，レジン前装チタン冠，硬質レジンジャケット冠若しくはCAD/CAM冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について，当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において，1歯につき1回に限り算定する。

注2 テンポラリークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は，所定点数に含まれる。

【リテイナーの製作技術点数】

M004 リテイナー

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 | <u>100点</u> |
| 2 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 | <u>300点</u> |
| 3 広範囲顎骨支持型補綴（ブリッジ形態のもの）の場合 | <u>300点</u> （新設） |

※リテイナーとは，ブリッジ（接着ブリッジを含む。）の製作過程において，支台歯の保護，支台歯及び隣在歯及び対合歯の移動防止並びに歯周組織の保護等のために，ブリッジの支台歯として歯冠形成を予定している歯又は歯冠形成を

完了した歯について、ブリッジ装着までの間暫間的に装着されるものをいう。
※リテーナーの製作に当たり使用される保険医療材料料（人工歯を使用した場合の人工歯料を含む。）は、所定点数に含まれ別に算定できない。

【有床義歯内面適合法の製作技術点数等】

1. 有床義歯内面適合法の製作技術点数

M030 有床義歯内面適合法

1 硬質材料を用いる場合

イ 局部義歯（1床につき）

- (1) 1歯から4歯まで 216点
- (2) 5歯から8歯まで 268点
- (3) 9歯から11歯まで 370点
- (4) 12歯から14歯まで 572点

ロ 総義歯（1顎につき） 790点

※「1 硬質材料を用いる場合」については、保険医療材料料（人工歯料を除く）は所定点数に含まれる。

2 軟質材料を用いる場合（1顎につき） 1,200点

◎有床義歯内面適合法の保険医療材料料

軟質材料を用いる場合（1歯につき）

- 1 シリコン系 166点
- 2 アクリル系 100点

※「2 軟質材料を用いる場合」については、下顎総義歯又は区分番号 M025 に掲げる口蓋補綴、顎補綴に限る。

【口腔内装置の製作技術点数】（「歯科点数表 第8部 処置」関連）

I017 口腔内装置（1装置につき）

- 1 口腔内装置1 1,500点
- 2 口腔内装置2 800点
- 3 口腔内装置3 650点

注 顎関節治療用装置，歯ぎしりに対する口腔内装置又はその他口腔内装置を製作した場合に当該製作方法に係る区分に従い，それぞれ所定点数を算定する。

〔算定要件〕

(1) 「注」に規定する口腔内装置は，次に掲げるいずれかの装置をいう。

- イ 顎関節治療用装置
- ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置
- ハ 顎間固定用に歯科用ベースプレートを用いた床
- ニ 出血創の保護と圧迫止血を目的としてレジン等で製作した床

- ホ 手術にあたり製作したサージカルガイドプレート
- ヘ 腫瘍等による顎骨切除後、手術創（開放創）の保護等を目的として製作するオブチュレーター
- ト 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作する口腔内装置
- チ 不随意運動等による咬傷を繰り返す患者に対して、口腔粘膜等の保護を目的として製作する口腔内装置
- リ 放射線治療に用いる口腔内装置

(2) 「1 口腔内装置1」とは、義歯床用アクリリック樹脂により製作された口腔内装置をいう。

(3) 「2 口腔内装置2」とは、熱可塑性シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作又は作業模型に常温重合レジン等を圧接して製作された口腔内装置であり、咬合関係が付与されたものをいう。

(4) 「3 口腔内装置3」とは、熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作又は作業模型に常温重合レジンを圧接して製作された口腔内装置であり、咬合関係が付与されていないものをいう。

I017-1-2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置（1装置につき）

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 | <u>3,000点</u> |
| 2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 | <u>2,000点</u> |

注 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置を製作した場合に、当該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

〔算定要件〕

(1) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置とは、上顎及び下顎に装着し1装置として使用するものであって、医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の担当科医師からの診療情報提供（診療情報提供料の様式に準じるもの）に基づく口腔内装置治療の依頼を受けた場合に限り算定する。確定診断が可能な医科歯科併設の病院である保険医療機関にあっては、院内での担当科医師からの情報提供に基づく院内紹介を受けた場合に限り算定する。

(2) 「1 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1」とは、義歯床用アクリリック樹脂により製作された口腔内装置をいう。

(3) 「2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2」とは、熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作又は作業模型に直接常温重合レジン等を圧接して製作されたベースプレートを用いた口腔内装置をいう。

I017-1-3 舌接触補助床（1装置につき）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 新たに製作した場合 | <u>2,500点</u> |
| 2 旧義歯を用いた場合 | <u>1,000点</u> |

〔算定要件〕

(1) 舌接触補助床とは、脳血管疾患や口腔腫瘍等による摂食機能障害を有する患

者に対して、舌接触状態等を変化させて摂食・嚥下機能の改善を目的とするために装着する床又は有床義歯形態の補助床をいう。なお、「旧義歯を用いた場合」とは、既に製作している有床義歯の形態修正等を行った場合をいう。

I017-1-4 術後即時顎補綴装置（1顎につき） 2,500点

〔算定要件〕

- (1) 術後即時顎補綴装置とは、腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除が予定されている患者に対して、術後早期の構音、咀嚼及び嚥下機能の回復を目的に、術前に印象採得等を行い、予定される切除範囲を削合した模型上で製作する装置のことをいう。

I018 歯周治療用装置

1 冠形態のもの（1歯につき） 50点

2 床義歯形態のもの（1装置につき） 750点

注1 区分番号 D002に掲げる歯周病検査（2に限る）を実施した患者に対して算定する。

注2 印象採得、特定保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれる。

〔算定要件〕

- (1) 歯周治療用装置とは、重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周病の患者に対して、治療中の咀嚼機能の回復及び残存歯への咬合の負担の軽減等を目的とするために装着する冠形態又は床義歯形態の装置をいう。
- (2) 冠形態のものを連結してブリッジタイプの装置を製作した場合は、ポンティック部分は1歯につき「1 冠形態のもの」の所定点数により算定する。
- (3) 歯周治療用装置は、印象採得、咬合採得、装着、調整指導、修理等の基本的な技術料及び床義歯型の床材料料等の基本的な保険医療材料料は所定点数に含まれ別に算定できない。なお、設計によって歯周治療用装置に付加される部分、すなわち人工歯、鉤及びバー等は別途算定する。

令和4年度からの歯科用貴金属材料価格の随時改定について

歯科用貴金属材料価格の随時改定については、これまで素材（金、パラジウム、銀）価格がその時点の告示価格の一定変動幅を超えた場合のみ、随時改定Ⅰ（4月、10月に実施）、随時改定Ⅱ（7月、1月に実施）として改定が行われてきました。

令和4年度からはこのしくみが見直され、4月、7月、10月、1月時点で以下に示す算式により算定された額へ必ず改定されることとなりました。

（参 考）

◎特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について（令和4年2月9日中央社会保険医療協議会了解）

第4章 既存機能区分の基準材料価格の改定

第6節 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の特例

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第二第2章第12部に規定する特定保険医療材料に係る機能区分のうち、金、銀又はパラジウムを含有するものであって、別表7に定める歯科用貴金属機能区分の基準材料価格については、金、銀又はパラジウムの国際価格変動に対応するため、第1節の規定にかかわらず、基準材料価格改定時及び随時改定時（基準材料価格改定の当該月から起算して3月ごとの時点をいう。以下同じ。）に、別表8に定める算式により算定される額に改定する。

別表8 歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法

1 基準材料価格改定時における算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該機能区分に属する全} \\ \text{ての既記載品の保険医療} \\ \text{機関等における平均的購} \\ \text{入価格（税抜市場実勢価} \\ \text{格の加重平均値）} \end{array} \right] + \text{補正幅} \times \left[1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right] + \text{一定幅}$$

補正幅 = X - Y

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降における金、銀及びパラジウムのそれぞれの取引価格の平均値に、別表7に定める当該機能区分に属する特定保険医療材料の標準的な金、銀及びパラジウムの含有比率をそれぞれ乗じて算定される額の合計額（以下「平均素材価格」という。）

Y = 材料価格調査の調査対象月における平均素材価格

（注）令和4年度基準材料価格改定における歯科用貴金属機能区分の一定幅は、改定前の基準材料価格の4/100に相当する額とする。

2 随時改定時における算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該機能区分に係る} \\ \text{随時改定時前の基準} \\ \text{材料価格} \end{array} \right] + \text{補正幅} \times \left[1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right]$$

補正幅 = X - Y

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格

Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)
(IV 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格)

(2022(令和4年)年3月4日 厚生労働省告示第58号)

品名	単位	材料価格
001 歯科用純金地金(金99.99%以上)		※削除
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用(JIS適合品)	1g	5,607 円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(JIS適合品)	1g	5,590 円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1g	5,740 円
005 歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	1g	5,567 円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上 JIS適合品)	1g	3,149 円
007 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状(金12%以上 JIS適合品)		※削除
008 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 パラタルバー用(金12%以上 JIS適合品)		※削除
009 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 リンガルバー用(金12%以上 JIS適合品)		※削除
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上 JIS適合品)	1g	3,706 円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種(銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1g	143 円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1g	176 円
013 歯科用銀ろう(JIS適合品)	1g	261 円
014 歯科用プラスメタル(銀25%以上パラジウム5%以上)		※削除
015 歯科用プラスメタル(銀25%以上)		※削除
016 歯科鑄造用ニッケルクロム合金 冠用		※削除
017 歯科鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用		※削除
018 歯科用ニッケルクロム合金板(JIS適合品)		※削除
019 歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用(JIS適合品)		※削除
020 歯科鑄造用コバルトクロム合金 鉤・バー用	1g	25 円
021 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用(JIS適合品)	1cm	10 円
022 歯科用コバルトクロム合金線 バー用(JIS適合品)	1cm	52 円
023 歯科用ステンレス鋼線 鉤用(JIS適合品)	1cm	8 円
024 歯科用ステンレス鋼線 バー用(JIS適合品)	1cm	4 円
025 歯科用銀アマルガム用合金(アロイ JIS適合品)		※削除
026 歯科用銀アマルガム用合金(水銀 JIS適合品)		※削除
027 陶歯 前歯用(真空焼成歯)	6本1組	1,870 円
028 陶歯 臼歯用(真空焼成歯)	8本1組	1,010 円
029 陶歯 前歯継続歯用(真空焼成歯)		※削除
030 陶歯 臼歯継続歯用(真空焼成歯)		※削除
031 レジン歯 前歯用(JIS適合品)	6本1組	241 円

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)
(Ⅳ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格)

(2022(令和4年)年3月4日 厚生労働省告示第58号)

032 レジン歯 臼歯用 (JIS適合品)	8本1組	235 円
033 スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	6本1組	620 円
034 スルフォン樹脂レジン歯 臼歯用	8本1組	866 円
035 硬質レジン歯 前歯用	6本1組	582 円
036 硬質レジン歯 臼歯用	8本1組	733 円
037 歯冠用加熱重合レジン (粉末 JIS適合品)	1g	18 円
038 歯冠用加熱重合レジン (液 JIS適合品)	1mL	4 円
039 歯冠用加熱重合硬質レジン	1g	26 円
040 歯冠用光重合硬質レジン	1g	595 円
041 義歯床用アクリリック樹脂 (粉末 JIS適合品)	1g	5 円
042 義歯床用アクリリック樹脂 (液 JIS適合品)	1mL	3 円
043 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (粉末)	1g	28 円
044 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (液)	1mL	18 円
045 義歯床用熱可塑性樹脂	1g	17 円
046 歯科用合着・接着材料Ⅰ (1)レジン系 ①標準型 ②自動練和型 歯科用合着・接着材料Ⅰ (2)ガラスアイオノマー系 ①標準型 ②自動練和型	1g 1g 1g 1g	461 円 461 円 259 円 312 円
047 歯科用合着・接着材料Ⅱ	1g	103 円
048 歯科用合着・接着材料Ⅲ	1g	23 円
049 歯科充填用材料Ⅰ (1)複合レジン系 歯科充填用材料Ⅰ (2)ガラスアイオノマー系 ①標準型 ②自動練和型	1g 1g 1g	737 円 550 円 581 円
050 歯科充填用材料Ⅱ (1)複合レジン系 歯科充填用材料Ⅱ (2)ガラスアイオノマー系 ①標準型 ②自動練和型	1g 1g	282 円 202 円 419 円
051 歯科充填用材料Ⅲ		※削除
052 複合レジン 築造用 (硬化後フィラー60%以上)	1g	280 円
053 金属小釘 ロック型	1本	66 円
054 金属小釘 スクリュー型	1本	50 円
055 金属小釘 スクリュー型 (金メッキ)	1本	111 円
056 乳歯金属冠	1本	303 円
057 スクリューポスト 支台築造用	1本	63 円
058 CAD/CAM冠用材料 (1)CAD/CAM冠材料(Ⅰ) (2)CAD/CAM冠材料(Ⅱ) (3)CAD/CAM冠材料(Ⅲ) (4)CAD/CAM冠材料(Ⅳ)	1個 1個 1個 1個	1,880 円 1,810 円 3,500 円 4,380 円

歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移
(1988年(昭和63年)改定以降、主な項目)

※ 斜文字, アンダーラインの点数は前回から改定があった点数

NO.1

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)	2018.4 (H30)	2020.4 (R2)	2022.4 (R4)
M010 金属歯冠修復(1個につき)		※消費税8%					※消費税5%									※消費税8%				
1 インレー																				
イ 単純なもの	150	150	<u>160</u>	<u>165</u>	165	165	<u>170</u>	170	<u>181</u>	181	181	181	181	181	<u>190</u>	190	190	190	190	190
ロ 複雑なもの	220	<u>225</u>	<u>240</u>	<u>250</u>	<u>252</u>	252	<u>257</u>	257	<u>262</u>	<u>275</u>	275	275	275	275	<u>284</u>	284	284	284	284	284
2 4分の3冠	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
3 5分の4冠	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310
4 全部金属冠	370	<u>375</u>	375	<u>395</u>	<u>402</u>	402	<u>410</u>	<u>434</u>	<u>445</u>	445	445	445	445	445	<u>454</u>	454	454	454	454	454
M010-2 チタン冠(1歯につき)																			※新設 (2022.4)	<u>1,200</u>
M010-3 接着冠(1歯につき)																				
1 前歯																			※新設 (2022.4)	<u>370</u>
2 臼歯																			※新設 (2022.4)	<u>310</u>
M010-4 根面被覆(1歯につき)																			※新設 (2022.4)	<u>190</u>
1 根面板によるもの																				
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)																				
1 前歯	1,000	<u>1,010</u>	<u>1,200</u>	1,200	<u>1,204</u>	1,204	<u>1,219</u>	<u>1,242</u>	1,242	1,242	<u>1,200</u>	1,200	<u>1,174</u>	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174
2 小臼歯													※小臼歯への適用拡大(ブリッジの支台歯 となる第一小臼歯に限る、2016.4)				<u>1,174</u>	1,174	1,174	1,174
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)																			※新設 (2022.4)	<u>1,800</u>
M012 帯環金属冠(1歯につき)	90	90	90	90	<u>85</u>	85	85	85	85	85	85	※削除								
M013 歯冠継続歯(1歯につき)	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	※削除								
M014 ジャケット冠(1歯につき)	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	※削除			
M015 非金属歯冠修復(1個につき)																				
1 レジンインレー																				
イ 単純なもの																			※新設 (2018.4)	<u>104</u>
ロ 複雑なもの																			※新設 (2018.4)	<u>124</u>
2 硬質レジンジャケット冠	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	<u>768</u>	768	<u>768</u>	<u>768</u>

歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移
(1988年(昭和63年)改定以降、主な項目)

※ 斜文字, アンダーラインの点数は前回から改定があった点数

NO.2

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)	2018.4 (H30)	2020.4 (R2)	2022.4 (R4)
M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)															※新設 (2014.4)	<u>1,200</u>	1,200	1,200	1,200	1,200
M015-3 CAD/CAMインレー(1歯につき)																			※新設 (2022.4)	<u>750</u>
M016 乳歯冠(1歯につき)																				
1 乳歯金属冠の場合	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
2 1以外の場合															※新設 (2016.4)	<u>390</u>	390	390	390	390
M016-2 小児保険装置															※新設 (2014.4)	<u>600</u>	600	600	600	600
M016-3 既製金属冠(1歯につき)																		※新設 (2020.4)	<u>200</u>	200
M017 ポンテック(1歯につき)	420	420	420	420	420	420	<u>428</u>	428	428	428	428	428	428	428	<u>434</u>	434	434	434	434	434
注 レジン前装金属ポンテックを製作した場合は、その部位に応じて次に掲げる点数を所定点数に加算する。																				
イ 前歯部の場合(746点加算)																		※新設 (2018.4)	<u>1,180</u>	1,180
ロ 小臼歯部の場合(200点加算)																		※新設 (2018.4)	<u>634</u>	634
ハ 大臼歯部の場合(50点加算)																		※新設 (2018.4)	<u>484</u>	484
注1 レジン前装金属ポンテック(硬質レジン)	920	920	<u>1,100</u>	1,100	<u>1,106</u>	1,106	<u>1,114</u>	1,114	<u>1,228</u>	1,228	<u>1,200</u>	1,200	<u>1,174</u>	1,174	<u>1,180</u>	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
注2 金属裏装ポンテック(前歯・小臼歯に限る)	420	420	420	420	420	420	<u>428</u>	428	428	428	428	428	<u>748</u>	748	<u>754</u>	754	754	※削除	※削除	※削除
M017-2 高強度硬質レジンブリッジ(1装置につき)																		※新設 (2018.4)	<u>2,500</u>	2,500
M018 有床義歯		※消費税導入					※消費税5%									※消費税6%				
1 局部義歯(1床につき)																				
イ 1歯から4歯まで	340	<u>345</u>	<u>350</u>	<u>380</u>	380	<u>500</u>	<u>510</u>	510	<u>520</u>	<u>525</u>	525	525	<u>540</u>	<u>550</u>	<u>560</u>	<u>570</u>	<u>576</u>	<u>584</u>	<u>588</u>	<u>594</u>
ロ 5歯から8歯まで	450	<u>460</u>	460	<u>480</u>	480	<u>600</u>	<u>610</u>	610	<u>640</u>	<u>650</u>	650	650	<u>665</u>	<u>676</u>	<u>690</u>	<u>700</u>	<u>708</u>	<u>718</u>	<u>724</u>	<u>732</u>
ハ 9歯から11歯まで	510	<u>520</u>	<u>590</u>	<u>600</u>	<u>850</u>	850	<u>865</u>	865	<u>875</u>	<u>890</u>	890	890	890	<u>900</u>	<u>920</u>	<u>930</u>	<u>940</u>	<u>954</u>	<u>962</u>	<u>972</u>
ニ 12歯から14歯まで	800	<u>815</u>	<u>900</u>	900	<u>1,250</u>	1,250	<u>1,270</u>	1,270	<u>1,280</u>	<u>1,300</u>	1,300	1,300	1,300	<u>1,310</u>	<u>1,340</u>	<u>1,350</u>	<u>1,364</u>	<u>1,382</u>	<u>1,391</u>	<u>1,402</u>
2 総義歯(1顎につき)	1,220	<u>1,235</u>	<u>1,400</u>	1,400	<u>2,000</u>	2,000	<u>2,035</u>	2,035	<u>2,050</u>	2,050	2,050	2,050	2,050	<u>2,060</u>	<u>2,100</u>	<u>2,110</u>	<u>2,132</u>	<u>2,162</u>	<u>2,172</u>	<u>2,184</u>
M019 熱可塑性樹脂有床義歯																				
1 局部義歯(1床につき)																				
イ 1歯から4歯まで	500	500	<u>700</u>	700	700	700	<u>710</u>	710	710	<u>705</u>	705	705	705	<u>670</u>	670	670	<u>662</u>	<u>652</u>	<u>642</u>	<u>630</u>
ロ 5歯から8歯まで	700	700	<u>920</u>	920	920	920	<u>935</u>	935	935	<u>925</u>	925	925	925	<u>900</u>	900	900	<u>890</u>	<u>878</u>	<u>866</u>	<u>852</u>
ハ 9歯から11歯まで	900	900	<u>1,180</u>	1,180	1,180	1,180	<u>1,200</u>	1,200	1,200	<u>1,185</u>	1,185	1,185	1,185	<u>1,120</u>	1,120	1,120	<u>1,108</u>	<u>1,094</u>	<u>1,080</u>	<u>1,064</u>
ニ 12歯から14歯まで	1,100	1,100	<u>1,800</u>	1,800	1,800	1,800	<u>1,835</u>	1,835	1,835	<u>1,815</u>	1,815	1,815	1,815	<u>1,750</u>	1,750	1,750	<u>1,732</u>	<u>1,712</u>	<u>1,696</u>	<u>1,678</u>
2 総義歯(1顎につき)	2,100	2,100	<u>2,800</u>	2,800	2,800	2,800	<u>2,850</u>	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	<u>2,780</u>	2,780	2,780	<u>2,752</u>	<u>2,722</u>	<u>2,704</u>	<u>2,682</u>

歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移
(1988年(昭和63年)改定以降、主な項目)

※ 斜文字, アンダーラインの点数は前回から改定があった点数

N0.3

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)	2018.4 (H30)	2020.4 (R2)	2022.4 (R4)		
M020 鑄造鉤(1個につき)																						
1 双子鉤	160	160	160	<u>180</u>	<u>185</u>	185	185	<u>197</u>	<u>210</u>	210	<u>220</u>	220	<u>224</u>	224	<u>230</u>	<u>234</u>	<u>240</u>	<u>246</u>	<u>251</u>	<u>255</u>		
2 二腕鉤									197	197	<u>205</u>	205	<u>208</u>	208	<u>212</u>	<u>216</u>	<u>222</u>	<u>228</u>	<u>231</u>	<u>235</u>		
M021 線鉤(1個につき)																						
1 双子鉤	160	160	160	<u>180</u>	180	180	180	180	180	<u>185</u>	<u>195</u>	195	<u>200</u>	200	200	200	<u>206</u>	<u>212</u>	<u>220</u>	<u>224</u>		
2 二腕鉤(レストつき)	110	110	110	<u>120</u>	120	120	120	120	120	<u>125</u>	<u>135</u>	135	<u>140</u>	140	140	140	<u>146</u>	<u>152</u>	152	<u>156</u>		
3 レストのないもの	90	90	90	<u>100</u>	100	100	100	100	100	<u>105</u>	<u>115</u>	115	<u>120</u>	120	120	120	<u>126</u>	<u>132</u>	132	132		
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)															※新設 (2014.4)	<u>220</u>	<u>226</u>	<u>232</u>	232	<u>236</u>		
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき)																						
1 磁石構造体を用いる場合																				※新設 (2022.4)	<u>260</u>	
2 キーパー付き根面板を用いる場合																					※新設 (2022.4)	<u>350</u>
M022 フック, スパー(1個につき) ※保険医療材料は所定点数に含まれる(2012.4~)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	<u>85</u>	85	85	<u>96</u>	<u>103</u>	103	103				※名称 変更 (2018.4)	
M022 間接支台装置(1個につき) ※保険医療材料は所定点数に含まれる (注)2018.4に「フック, スパー」から名称変更																		<u>109</u>	109		<u>111</u>	
M023 バー(1個につき)		※消費税導入					※消費税5%									※消費税8%						
1 鑄造バー	340	340	340	<u>360</u>	<u>380</u>	380	380	380	<u>400</u>	400	<u>420</u>	420	420	<u>430</u>	<u>438</u>	438	<u>444</u>	<u>450</u>	<u>454</u>	<u>458</u>		
2 屈曲バー	180	180	180	<u>200</u>	200	200	200	200	<u>220</u>	220	<u>240</u>	240	240	240	<u>248</u>	248	<u>254</u>	<u>260</u>	<u>264</u>	<u>268</u>		
3 補強線	140	140	140	140	140	<u>100</u>	100	100	100	※削除												
注 保持装置	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	<u>60</u>	60	60	60	60	60	60	<u>62</u>	
M026 補綴隙(1個につき)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	<u>40</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>65</u>	65		
M027 ろう着(1個所につき)	60	60	60	60	60	60	60	60	60	※削除												
M029 有床義歯修理(1床につき)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	<u>220</u>	220	220	220	<u>224</u>	<u>228</u>	<u>234</u>	<u>240</u>	<u>252</u>	<u>260</u>		

社会保険歯科診療における歯科技工関連部門の知識と解説〔2022年概要版〕

不許
複製

編集発行 公益社団法人 日本歯科技工士会

〒162-0846

東京都新宿区市谷左内町21-5

TEL : 03-3267-8681

FAX : 03-3267-8650

HP : <http://www.nichigi.or.jp>

e-mail : nichigi@info.email.ne.jp

印刷 一世印刷株式会社

〒161-8558

東京都新宿区下落合2-6-22

TEL : 03-3952-5651

FAX : 03-3953-7751

